

教育委員会事務局発注の委託の入札取消について

1 概要

教育委員会事務局教育施設課で一般競争入札により発注した消防用設備等保守点検委託について、令和4年5月31日に開札を行い、令和4年6月2日に落札候補者へ落札決定通知書を送付しました。その後、設計図書の積算内容に誤りがあったことが判明しましたので、入札の取消を行いました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2 件名

石川小学校外24校消防用設備等保守点検委託

3 経過

令和4年4月21日（木） 設計図書確定

令和4年5月31日（火） 開札

令和4年6月2日（木） 落札候補者へ落札決定通知書を送付

令和4年6月3日（金） 外部から指摘があり、設計図書を再確認したところ、設計単価の誤りが判明

令和4年6月6日（月） 落札者に対し、本件入札が取消となることを説明し、謝罪

及び7日（火） 他の全入札参加者に対し、入札取消の説明と謝罪

令和4年6月8日（水） 本件委託の入札取消を公告

4 事務処理ミスの内容

本委託業務の設計図書において、連結送水管耐圧試験の設計単価に適用すべき単価より低い単価を用いたため、予定価格等が過小積算となり、横浜市契約規則第13条第2項に適合していませんでした。また、本来の予定価格等であれば、別の事業者が落札していたものとなるため、同規則第17条に基づき入札を取消しました。

5 原因

設計者本人のほか、検算者及び責任職による設計単価の確認が不十分であったため、積算ミスに気付くことができませんでした。

6 再発防止策

設計図書の作成にあたっては、設計者、検算者及び責任職によるチェックを徹底します。また、今回の事例を注意喚起するとともに、職場研修を実施し、再発防止に努めます。

7 本業務についての対応

設計内容を見直して予定価格を適正に定めた上で、改めて発注手続きを進めます。

【参考】 横浜市契約規則〈抜粋〉

(予定価格の決定)

第 13 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の延期、中止または取消)

第 17 条 市長は、必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、または取消することができる。

お問合せ先
教育委員会事務局教育施設課長 奥村 誠 Tel 045-671-3230